

サ ッ カ ー 競 技

1. 期 日

(男子) 平成 28 年 5 月 29 日 (日)、6 月 3 日 (金)、4 日 (土)、5 日 (日)、6 日 (月)、7 日 (火)
(女子) 平成 28 年 6 月 4 日 (土)、6 月 7 日 (火)

2. 会 場

(男子) 佐賀県総合運動場陸上競技場、球技場北、第 2 補助 G、佐賀市健康運動センター (天然芝)
佐賀商、佐賀北、佐賀東、唐津東、清和高、龍谷高
(女子) 佐賀県総合運動場陸上競技場、神埼高

3. 参加資格

- (1) 本年度 (公財) 日本サッカー協会発行の選手証 (写真貼付) を所持していること。
- (2) その他については開催基準要項による。

4. 参加制限

- (1) チーム監督 1 名、引率教員 1 名、選手 20 名
- (2) 同一校の全定通混成チームを認めない。

5. 競技規則

- (1) 本年度 (公財) 日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則」による。
- (2) 退場を命じられた選手は、次の 1 試合に出場できず、それ以降の処置については大会規律フェアプレー委員会で決定する。
- (3) 警告の累積を行う。本大会で 2 回の警告を受けた選手は、次の 1 試合の出場を停止する。
- (4) 選手の交代は前後半を通じて 5 名以内とする。ただし、予め通告した交代要員 9 名の中から行うこと。
- (5) ユニフォームについて
 - ① シャツの前面・背面に、参加申込書に登録された選手固有の番号を付けること。(番号は 1 番から 20 番までとする。) ショーツの番号については付けることが望ましい。
 - ② チームのユニフォーム (GK のユニフォームを含む) のうちシャツの色彩は、審判員が通常着用する黒色と明確に判別し得るものでなければならない。
 - ③ フィールドプレーヤーのユニフォーム前面と背面の色彩は同じであるものとする。
 - ④ 選手番号は、服地と明確に区別し得る色彩 (服地が縞柄の場合は台地を付ける) であり、かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。
 - ⑤ チームは、試合会場に正・副 2 組のユニフォームを持参しなければならない。
 - ⑥ 対戦するチームのユニフォーム (GK のユニフォームを含む) の色彩が類似しており、主審が判別しがたいと判断したときは、両チームの立会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。
 - ⑦ 前項の場合、主審は、両チームの 2 組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ、およびストッキングのそれぞれについて、判別しやすい組合せを決定することができる。
 - ⑧ 参加申込み以降のユニフォームの変更は認めない。なお、背番号の変更も認めない。

6. 競技方法

- (1) トーナメント方式により行う。
- (2) 試合時間は 70 分とし、勝敗の決しないときは 20 分の延長を行い、なお決しないときは PK 方式によって次回戦へ進むチームを決定する。

7. 組 合 せ

- (1) 専門委員会で抽選によって決定する。
- (2) 男子は、平成27年度佐賀県高等学校サッカー新人大会の上位8チームにシード権を与え、抽選する。
女子は、平成27年度佐賀県高等学校女子サッカー新人大会の上位チームにシード権を与え、抽選する。

8. 選手の追加変更

選手の追加・変更は5名までとし、自チーム初戦の試合開始70分前までに校長の証明を添え、専門委員へ提出する。背番号のみの変更は認めない。

9. そ の 他

- (1) 本大会の男子1位チームは、7月26日～8月2日、広島県で開催される全国高等学校総合体育大会の出場権を得る。
- (2) 本大会の男子上位2チーム、女子1位チームは、6月17日～20日、長崎県で開催される全九州高等学校体育大会の出場権を得る。
- (3) 試合球は本部で準備する。【モルテン F5P4000（クレー）、F5P5000（芝）】
- (4) 各チームは、帯同審判員（有資格者）を1名以上出すこと。（ユース審判員を除く）
帯同審判員は、全日程に協力することを原則とする。
- (5) 選手席（ベンチ）は本部よりグラウンドに向かって組合せ番号の若いチームが左側を使用すること。
- (6) 選手席（ベンチ）の人数は、エントリーされた選手20名以内、役員（監督・コーチを含む）6名以内とする。なお、役員には職員を1名以上含むこと。
- (7) メンバー表は試合開始70分前までに提出すること。
- (8) 選手証による本人確認は試合開始直前に行う。
- (9) 参加選手は高校生としての品位を遵守し、すべてにおいてフェアプレー精神に徹すること。
- (10) この大会要項及び開催基準要項記載事項に違反した場合は、大会規律フェアプレー委員会の裁定に従うものとする。